

令和2年第8回弥彦村議会（9月）定例会

議事日程（第4号）

令和2年9月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第47号 令和元年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 議案第48号 令和元年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 議案第49号 令和元年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 議案第50号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第51号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第52号 令和元年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議案第53号 令和元年度弥彦村下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

1番	渡邊	富之	さん	2番	古川	七郎	さん
3番	那須	裕美子	さん	4番	丸山	浩	さん
5番	板倉	恵一	さん	6番	柏木	文男	さん
7番	小熊	正	さん	9番	本多	隆峰	さん
10番	安達	丈夫	さん				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林	豊彦	さん	副村長	廣瀬	勝利	さん
教育長	林	順一	さん	総務課長	山岸	喜一	さん
防災室長	増田	規	さん	税務課長	小森	順一	さん
住民課長	伊藤	和恵	さん	福祉保健課長	小林	健仁	さん
農業振興課長	志田	馨	さん	観光商工課長	高橋	信弘	さん
建設企業課長	丸山	栄一	さん	教育課長	富田	憲	さん
会計管理者	水沢	正一	さん	公営競技事務所長	斎藤	雄希	さん

代 表 高 橋 周 衛 さん
監査委員

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 笹 岡 正 夫 書 記 春 日 史 子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和2年第8回弥彦村議会9月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎議案第47号～議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 日程第1、議案第47号 令和元年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第7、議案第53号 令和元年度弥彦村下水道事業会計決算認定についてまでの決算7案件を一括して議題といたします。

以上、7案件につきましては、去る9月4日に提案説明及び監査委員からの審査意見がなされておりますので、これより審議に入ります。

なお、決算7案件の審議につきましては、各会計ごとに区切って質疑を行い、その後に討論、採決の順で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、議案第47号 一般会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） ページ、2ページですね。3ページです、失礼しました。3ページですね。

私も、本当に恥ずかしいんですけども、なかなかこの数字を見て理解できないところがいっぱいあって、申し訳ないと思っています。

この中に、経常収支比率、今年が82.4%。これ、ずっとあって83.4%。この数字が、残りの100に対してそのままです。これが自由な、恐らくお金を使えるということに私は解釈しているんですけども、この数字が、大体これという82ぐらいなんですよね。

村長として、どのぐらい言えば、適正な数字かというようなことをお聞きします。これなら適正であると。こういう、私は一般の会社と違って、こういう数字は非常に私は理解できないところがいっぱいあるんですけども、確かにこれが多いとか少なかったから、必ずしも村民がよい

とか悪いとか、あるいはある意味、何ていうか、よくなったか、悪くなったことは計り知れないんですけれども、これは。悪かったからということじゃなくて、この数字はどのぐらいの数字が適当であるかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 答弁、村長。

○村長（小林豊彦さん） お答え申し上げます。

私も財政の専門家じゃないので、なかなか難しいんですけれども、経常収支比率というのは、要するに村独自の自由度がどれだけあるかの基準だと思っております。これは、一概に決められるものでは、あまり低いのも困りますし、高いのも困る。

そのときの村が置かれている事情、例えば、どうしてもこれはやりたいというのがあると思いますね、災害だったらまた別ですけれども。そういう中で決めていくものであって、後で財政に詳しい副村長からも聞いていただきますけれども、大体80%台ぐらいだったらいいのかなというふうな気はしています。

ここまで詳しいので、あまり固定したほうがなってもいいと思いますし、自治体というのは企業じゃありませんから、貯金をたくさんやればいいというのもね。最終的な単年度収支が、黒字がいっぱい出たからいいという、そういう世界ではないというふうに思って、非常に柔軟に考えて、この程度だったらおかしくないんじゃないかというふうな気はしています。

年度によって差が、数字の違いが出てくるのは、そのときに村が置かれた状況によって変わってくるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 若干補足させていただきます。

具体のものは、ちょっと私も昨年度の部分、そこまでまだ研究していないんですけれども、ただ一般的に、特に市町村行政になってくると、そもそも自由度でお金を使える部分というのは非常に低うございます。

分かりやすく申し上げますと、福祉の関係のいわゆる扶助費と言われている、例えば介護保険、医療保険、福祉、あといろんなもろもろのいわゆる扶助費と呼ばれている、法律で決まって、必ずその割合のお金を市町村が負担しなければいけないということでがちがちになって、そのお金を出すことのおしあしを市町村で判断できない部分というのは非常に高うございます。それに合わせて、人件費というのものも、去年と今年と大幅に変える訳にいかないような状況がございます。起債の償還も当然そうです。

ということになると、かなりの自由度が低いというのが一般の行政の仕組みになっておりますし、ただその中で、あまりにも経常収支比率が高くなり過ぎると、政策的な判断に基づいた執行ができないということなので、経常収支比率についてはある程度抑えていけるようになっていければ一番いいかなというふうな考え方の中で、この決算指数の説明でもあるように、前年度より低下しましたということで、この数値は財政の硬直化を示す指数となり得るというようなことで、今後も減少に向けた予算執行、努めるようにという監査委員からのご指摘をいただいているとい

うところでございます。

村長申し上げたとおり、法律で決まっている、制度で決まっているがちがちなどころがありますけれども、より自由に使える財源を確保することと無駄なお金を減らすということで、この低下を図っていくというのが本来の進め方というふうに理解しておりますので、今回については昨年度よりも、低下に当たって、結果的にはよかったということになると思います。

何%が妥当かというのは、ちょっと私も勉強、そのラインを示したものはちょっと見たことがないので、ちょっと勉強させてください。後ほど、また分かり次第、ご説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） 確かにこの問題は、最後に、今後とも更なる経常経費の節減と、一般財源の確保に努め、健全な財政運営を切に望むものである、全くこの言葉のとおりなんですよね。非常に私もそういう点では、どこまでどうやっていいという感じで、私も理解、理解というのか、計算し難いところがあるので、一般の企業とは全く違うので、そういう点で私は非常に頭を悩ませております。

今後とも、最後の言葉があるとおり頑張って、なおかつ、できればやっぱり村長がいつも言うように、自主財源を作って、村のため、村民のためにはどうあるべきかということは、常に村長さんはお考えになっていると思いますので、是非ともよろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） せっかくのご質問なので、私も自主財源の自由度がどのぐらいになるのかなと非常に気になっておりまして、自分で計算しました。

令和元年度の村税収入が、歳入全体で占めるのは、弥彦村、大体言われていますけれども、どのぐらいあるか。2割、20%。それから、村民税の中で個人村民税がどれだけ占めるかという、これは農業も全部入りますからね、これが35%。法人村民税、何と4%。固定資産税、49%。もう固定資産税がちょっと低いなと思っていますけれども、非常にこれから見ますと、僅か2割のうちこの数字を見ると、一体どうしたらいいかというのは、非常に難しいんですよ。

一番簡単なのは、固定資産税を増やすことなんですけれども、今の時代にそこでしたらそんなに増えることはない。しかも私、今、新設していく会社の皆さんには5年間、固定資産税を免除していますから、これがあと2年ぐらいは全く財政的には貢献してくれないので、この中でやっていかなきゃ駄目だし、特に個人村民税の35%、個人村民税については、金額でいうと3億2,638万円ですけれども、これが来年、いったいどれだけになるかというのも非常に厳しいというふうに見ざるを得ないので、そうするとまた自由度が非常に低くなるなというのは覚悟していますので、それは議会の議員の皆さんにもその辺はご承知、ご理解願いたいというふうに思います。

○議長（安達丈夫さん） ほかにご質疑ありませんか。

渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 議長、1番。

私も、古川議員に関連いたしまして、決算書なんですけど、令和元年度弥彦村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、この中のページが先ほどと同じように3ページ。その中の一般会計決算指数の推移と、このテーブルがございますけれども、この関係の財政力について質問をさせていただきたいなと思っております。

実は、財政力というのは、私も複式簿記については経験はあるんですが、行政のこういった会計については知識が乏しいものですから、ちょっと調べてみました。

定義といたしましては、地方公共団体の財政力の強弱は、財源の必要度とそれに対する収入を比較することで示すことができますということがありまして、その団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源のうち、どの程度税収入で賄えるかということ、基準財政収入額を財政需要額で除した、要するに割ったその結果の率ですね、これでもって表せると。一般的には3年間の平均だと、このような定義がございまして、ああ、そういうものかということで、十分合点はいたしておりませんが、今日は代表監査委員もご出席なので、もし間違っておられたら、また訂正もお願いしたいなと思っております。

つきましては、そこの財政力なんですけど、今回のこちらの決算書では、元年度は財政力指数0.415ということですね。一般的にこれはイーブンというか、イコールですと1、1.0ということになるかと思うんですね。

実は、新潟県の場合の財政力をちょっとどんなものかということで見てみました。

やはり、皆さん御存じだと思うんですが、断トツは刈羽。これはもう原発の絡みがありますが、1.314ということで1番ですね。それから、2番目はやはり聖籠町、これが1.110ということですから、要するに収入のほうが上回っているということですので、非常に潤沢なので、いわゆる積立とかいろいろ準備金とかいう形で積み立てることができると思うんですけども、弥彦村の場合は先ほど言ったように0.415ということにして、必ずしも十分でない。

それを補うためには当然、地方交付税とか国庫支出金とか、あるいは村債とか、そういう形で補うしかないといったことですので、やはりもう少しこれを上げていくべきだろうということで私も考えておまして、村長自身もそのように今、考えておられまして、いろんな形で自主財源、要するに自由に使える村のいわゆる収入、それを上げるための手段として伊彌彦米とか、あるいは枝豆とか、あるいはまたその次の第3、あるかもしれませんが、そういうことでどんどん上げていって、要するに自主財源の比率を高めることによって、全体の税収入の比率を上げたいと、このように考えておられまして、私も大賛成でございます。

つきましては、隣の燕市がどのようになっているかということで見ましたら、0.635ということでした。これは恐らく1にない、当然至っていませんけれども、法人税、事業税あるいは固定資産税、それから収入に応じた住民税、こういったものが弥彦村よりはるかに潤沢であろうといったことが、この数値の裏づけになっているのかなと思っております。

つきましては、村長にお伺いいたしますけれども、自主財源を高める枝豆とか伊彌彦米とか、

あるいは次の第3もあるかもしれませんが、どの程度まで上げたいのかということが、もし一つの指標として目安がございましたら、お伺いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） これも非常に難しい質問でございまして、具体的に私は今、目標数字を持っておりません。

政策的に言いますと、自主財源を高めるためには、本来の姿でいえば、先ほど申しましたように村税収入を上げること。これが恒常的に、ある程度の全体の歳入の中の占める率を、例えば3割とか4割まで上げることが一番だと、究極にはそれだと思います。

そのためには、まず個人村民税、それから法人村民税、全部上げなきゃ駄目なんですよ。でも、そのためには何が一番、やっぱり、村が活性化しないことにはどうしようもない。これが一番難しいので。だけれども、それを目標としてやっていかなきゃ駄目だというのは、自分の胆に銘じております。

ただ、それには時間がかかるし、取りあえずの財政需要を賄うために、あるいは突発的なことに備えるためには、今すぐ、目の前に可能性のある臨時的なものに頑張っていかなきゃ駄目だろうということで、ふるさと納税と競輪を挙げている訳です。これに頼るような財政じゃ困るんです。

本来の個人村民税、法人村民税、固定資産税、この三つがもっと、今の全体の歳入の中の2割じゃなくて、3割とか4割までいってくれるようになってほしいというのが、これは村政を担当する責任者としては、当然それをやらなきゃならんと思っています。そのためには時間がかかりますので、やっているだけの話でありまして。

刈羽さんと、私もよく知っています、聖籠町さん。だけれどもあれは、申し訳ないけれども、何であそこまで国がいろんな補填をするかということ、それは火力発電所という極めて、いざというときに危険の伴うものがある。そのための手当てだというふうに私は思っていますので。弥彦村はそうじゃないと。地道なところでやっていくしかないねというのがありましてね。

今、渡邊村会議員がおっしゃったように何割というのは、残念ながらそういう数値は今、持っておりませんし、もし持ったとしても、それは絵に描いた餅に終わる可能性が強いと思っています。

以上です。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

再度、古川議員。

○2番（古川七郎さん） 自主財源というか、村の収入ということで。今、渡邊さんも固定資産税ということで言われたんですけども、ナンバリング、5番ですね。5番じゃない、5ページです。

固定資産税で、令和元年度収入未済額、これは8,800何円とあるんですけども、私はこの数字について非常に驚きました。

まず、その下の、これはもう欠損として落とした額、償却とは、ある意味もらえないから欠損で落としたというの、これ。407万7,600円。

それで、8,877万8,675円とあるんですけども、これはどういうところで未収入というか、なっているのか、ちょっと説明をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 古川議員のご質問にお答えいたします。

固定資産税の未収額で大きいものにつきましては、宿泊業でございます。ホテル、旅館でございます。

ちょっと個々の名称、名前は当然出せませんが、そのほかに今、倒産されておりますが、資産が残っているものについては、当然土地と資産が、建物がございまして、毎年固定資産税は発生してまいります。

それで、例えば執行停止ということをかけますと、3年でそれを不納欠損にすることができますし、そうしないではおいたものについては5年間、時効をもってそれを不納欠損とすることができるということで、この不納欠損のほうに移っていく数字がございまして。

もう一点は、不納欠損の中では、もう会社そのものも存在しないし、それを管理する人間もないといったものについては、もう翌年すぐに不納欠損として落とす場合もございまして、主に旅館関係で倒産されたところ、実際にまだ営業されておるところもございまして、そちらの関係の未収金が多いというふうに思っております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） これは、そういうことでやむを得ずできないところは、今言ったように、これについて償却というか消すという、欠損に落とすというような、これが400万円の数字だと思うんですけども、8,800万円という、これは非常に大きいなと私ながら、こんなにあるのかと。これは恐らく5年間の累計になっているんだと思うんですけども、4年か何か。今年の1年分だけですか。違うと思う。4年間なり、そういう数字だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） これは、時効の場合はほっておけば5年という形になりますけれども、差押え等滞納処分をした場合、時効が中断されて、時効になりませんので。差押えをした場合は、もう古いものからずっと毎年積み重なってきているという形になっております。差押えを当然しておりますので、5年前ということではなくて、もっと古いものでございます。

○議長（安達丈夫さん） 3回目。

○2番（古川七郎さん） 分かりました。

できるだけ村の収入になる訳なので、できるだけ頑張って回収できるように、課長さん、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） また余計なことですけども、27年に私、村長に就任してびっくりしました、これだけ多いの。

何でということでも聞きまして、そのとき当時の税務課長に申しましたのは、まだ実際に営業されているところに対しては、取立てよりも、どうやったら固定資産税を納められるようになるか、そっちのほうを優先してくれと。取立て、うちらは借金取り、金貸しじゃないから。そうじゃなくて、行政としてはどうやったら今までの未納も含めて、税をちゃんとして納められるようになるか、そういう観点でやってほしいというのをずっと言い続けてきていますけれども。

本当は、これ義務なので、取り立てなければ駄目なんでしょうけれども、もしそれよりも可能性があれば、経営がよくなって、税収、ちゃんとして払えるようなことをやるのが、私は村の役目だというふうに思っています。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） もう一点、補足します。

地方税ですので、村の税金ですから、本来、地方税優先の原則というのが、地方税法の中では定められています。

ただ、時と場合によっては、その税を厳しく取り立てることによって、ほかの債権者の連鎖倒産を招くようなケースについて、本当にそこを村が優先して取りに行くかというのは、判断が必要なケースもあろうかと思えます。当村の場合ではなくて。

村の場合については、その辺を全体を見た上で、村全体の経済の動向を見、判断していく必要があると思いますので、こういった収入未済がゼロになるのが一番望ましいんですけども、なかなか難しいというのが現状だと思っています。

○議長（安達丈夫さん） 最後になります。

○2番（古川七郎さん） 今、村長が言われたように、そのお店を潰すということで、やっぱり育てて、収入いただくということが、私も一番賢い方法だと思いますので、是非ともその辺の努力をよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

那須議員。

○3番（那須裕美子さん） 歳入歳出決算書の27ページ。

3目衛生費県補助金の中の1節保健衛生費補助金の中で、地域自殺対策緊急強化事業費補助金というものがございますが、主要施策の成果に関する報告書の中の24ページですかね、24ページの（4）精神保健事業費の中で、自殺予防の基礎知識を普及するとともに、相談窓口の充実、支援が必要な方への早期発見・早期介入と継続的な支援を他職種と連携して実施しましたとありま

すが、この補助金で精神保健事業の自殺予防の知識の普及などが使われているということでもよかったでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 今ほどの那須議員さんのご質問ですけれども、補助事業について、今回この精神保健事業の自殺予防の部分になりますけれども、ここの他職種というところで、長岡のほうから専門家を招きまして、その方から月1回、相談日を設けて、いろいろな相談を受けている事業がありますが、それについてこの補助金のほうも使われております。

○議長（安達丈夫さん） 那須議員。

○3番（那須裕美子さん） 長岡の専門家というのは、多職種の中でこういった専門家の方になるのか。また、早期発見・早期介入と継続的な支援も行ったと、この文の中にはありますが、実際的にそういう早期発見して早期介入というような、実際例みたいなものがあつたんでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 長岡の専門家というのは、長岡の心の、ちょっと名前が忘れたんですけれども、心の相談の専門家ということで、毎回来ていただいております。

早期発見という部分で、いろいろ警察等から村のほうに直接、電話が入るときがありまして、そういったときにはすぐ村の担当の保健師のほうから直接出向いて、そのおうちに出向きまして、話を聞きながら落ち着かせるような形で対応をしておるところでございます。

○議長（安達丈夫さん） 那須議員。

○3番（那須裕美子さん） ありがとうございます。

昨年でしたか、矢作の跨線橋のところで若い男の子が自ら命を絶つというような悲しい出来事もございましたし、先日、中学校のほうでもそうやって飛び降りるというようなことがございましたので、なるべく、全ての方には無理かもしれないですけれども、そういう自殺予防に携われるような事業、これからも是非ともやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 5番。

村営住宅のことについてお聞きをしたいんですが、主要施策の成果に関する報告書の34ページです。

決算額は、4,837万円というふうになっております。それで、弥彦の村営住宅がそろっと耐用年数が近づいております。そこに住む住人は、いつ出ていかれるかというふうに言われるのを戦々恐々としているという話を聞いております。

その辺について、住民にその辺の話はきちんとされているのか。併せて、行政の都合で出ていくので立ち退きの費用、その他、そういうふうなものはあるのかどうか、その辺も併せてお聞きをしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一さん） お答えいたします。

弥彦大石原団地の耐用年数なんですけれども、45年。公営住宅法で決まっています、45年あります。

今現在、令和2年度が築42年になっています。まだ、あと3年あるんですけれども、大石原団地の住宅環境が今、悪くて、老朽化も当然なんですけれども、湿気がある。あと、カメムシが繁殖しているという、環境条件、生活環境の条件が悪い、ほかの村営住宅と比べても断然悪いという状況になっております。そういうところに住んでいただくのは申し訳ないですし、また移転先のほうも考えていまして、あと、弥彦村にはそういう実績はありませんので、県とか、あと南魚沼市のほうで実績がありましたので、こちらのほうに確認しまして、今、やっと資料がそろいました。

移転先のほうなんですけれども、ほかの村営住宅、今、空いていますので、修理も終わりましたので、ほかのアパートに移られるのも可能ですけれども、移転先のほうは確保させていただいております。

今年度、移転補償として令和2年度で75万円、移転補償費を計上しております。こちらのほうで対応していきたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） よろしく申し上げます。

それと併せて、やはり中の住民の人にその辺の説明をしていただけるとありがたいというふうに思いますので、その辺、よろしく申し上げます。

併せてなんです、次の質問で、歳入歳出決算書の51ページなんです、この中でカメラ、それからプリンター等を買っておられるんですが、私も昔は仕事上、備品を買うと備品台帳につきました。それで、各それぞれの備品には備品シールを貼っていたんですが、その辺で村の状況を見ると、ここの机なんかもそうなんです、備品のシールが貼っていないというふうに、物すごく今、気になってはいるんですが、その辺の管理はどのようにされているんでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） 備品に関するご質問でございますけれども、備品につきましては各課での購入ということになりますので、一応各課のほうでの備品台帳というのは、整備をお願いしているところでございますが、総務課もそうでございますけれども、なかなか備品台帳の整備がうまくいっていないというのが現状でございます。

今、ここに書いてありますカメラとかプリンターも、非常に、備品になるのかどうかというのもちよっと、備品購入費では買ってありますけれども、何年かでも償却してしまいますので、その辺のこともありまして、ちよっと備品の台帳整備というのがうまくいっていないというのが現状でございます。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 金額で恐らく、つける、つけないというような形になっていると思うんですが、その前に、地方自治法上、備品は管理をしなければならないという部分について、備品台帳を設けているのか、いないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） 各課での状況は、ちょっと私、把握しておりませんが、総務課のほうでは大きなものだけをつけてあるかと思えます。小さいものはなかなか、備品と消耗品と区別がつきにくいものですから、してはおりませんが、大きなものということだけになっています。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） すみません、私もちょっとその辺は確認が不徹底でした。きちんとやるように、これからでも指導してまいりたいと思います。地方自治法上、必要なことであります。あと、備品か消耗品かという線、備品購入費で買っている以上、備品でありますので。償却するまでの間は、備品が途中で消耗品になることはあり得ませんので、台帳できちんと管理をしていくと。

シールが必要かどうかというのは、それぞれ規則の定めだと思えますので、ちょっと私も村の規則を勉強してみたいと思いますけれども、台帳を管理してきちんと備品管理をしていくというのが基本でございますので、今、もし滞っているようであれば、至急直してまいりたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 3回目でありますのでここで締めたいと思いますが、平成26年に今後の地方公会計の推進に関する研究会報告書が出ております。その中で、統一的な財務書類の作成基準について通達が出ております。

それで、各地方公共団体では地方自治法上、昭和24年法律第67号に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や、個別法に基づく道路台帳などの各種台帳を備えることというふうになっております。そういう部分では、やはりこれは必要ではないのかなというふうに思います。それが1点です。

もう一つ、今、総務課の課長は各課に任せているというような話をされましたが、それは違うと私は思います。あくまでも管理をする、指導するのは総務課のほうで、各課任せにしないというふうに私は思うんですが、その辺、いかがでしょう。これを最後にしたいと思いますが。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） おっしゃるとおりだと思います。

財産管理、備品管理も含めてでございますので、そこはやっぱり主体的に総務課のほうで指導していただいて、具体的な作業は各課にお願いするということがあったとしても、管理はきちんと責任を持ってやるように、これから進めてまいります。申し訳ございません。

○5番（板倉恵一さん） 別件です。もう一回。

○議長（安達丈夫さん） はい。

○5番（板倉恵一さん） 次の質問であります。

歳入歳出決算書が出ました。それで、それぞれの施設なり場所にいろいろな補助金が出ております。そういう部分では、前にも質問をしたと思うんですが、たしか相撲の関係でたしか質問したと思うんですが、そのときにも話をしました。

自治体のほうから金を出した、村から金を出した、それに対して報告書は受け取っているのかどうか。それに対して、どのような審査をしているのかという部分が、前のときでも言われましたが、何か物すごく曖昧だったもので、改めてその辺についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） ただいまの質問の補助金につきましても、全課にまたがるようなものでございますけれども、補助金を交付した団体からは、必ず実績報告書を毎年いただいております。

それで、その実績報告書を基に、例えば繰越金が非常に多いとかそういったのを審査いたしまして、翌年度の補助金の査定に、査定の参考というふうなことで必ず見ております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） そういう部分においてやっているという話なのであれなんです、前のときにも相撲の関係で話をさせていただいたんですが、そのときは、まだ決算書が出ていないというような話でありました。

前年度も相撲のほうに120万円出している決算がされておりますが、そういう中においてもこれから、相撲の団体、各種それぞれ、いろいろな業者が入ってきておりますが、そういう部分でこれからどのような形の中でやっていかれるのか。

それから前の未納と、たしか未納と思っているんですが、未納となっていたその報告書の行方はどのような形になっているのか、その2点をお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 板倉議員さんの質問にお答えいたします。

未納となっていた報告書といいますのは……。

○5番（板倉恵一さん） 報告なしという。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 報告なし。いや。

一応、報告は今、全ていただいております、締めた段階で、先ほど言われました翌年の補助金の査定に関して、総務課サイドのヒアリングの際にはお見せして、それで進めておりますけれども。ちょっと未納といいますか……。

○5番（板倉恵一さん） 私のほうのちょっと言葉の間違いで、その報告書が出されていなかったというふうはその当時は聞いていたんですが、その後、その報告書が出てきたのかどうかという関係なんです。その時点ではまだ全部そろっていなかったから、書類が全部そろっていなかった

たから、まだ上がっていないというふうに、そちらのほうは、報告が確かあったと思うんですね。

その後、私のほうも、どこの書類を見てもその辺が出ていないものですから、それで今、お聞きをしたんですが、その後は上がってきておりますか。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 報告は今、全て上がってきております。

○議長（安達丈夫さん） よろしいですか。

○5番（板倉恵一さん） もう一つのほうのあれは、120万円、今年払いましたよね。前年度というか、去年の場合は。それを基に、今年はどういうふうにするのか、その辺をもう一点、聞きたいんですが。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 昨年度の120万円の差額分につきましては、補正で一部、繰戻しといたしますか、予算のほうの減額補正をいたしまして、それについては一応、昨年度といたしますか、元年度はそれで精算してございまして、一部繰越ししたものにしましては、総務課さんのほうのヒアリングの際に査定をいただいて、それで今年度の予算取りにつなげているというような形になります。

○5番（板倉恵一さん） それはそれでいいんですが、それで今年はどういうような内容でやるのかを聞きたいんですが。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 今年度は、一応、合宿そのものは中止というふうな形になりましたので、それだけでなく、その準備に関して進めていた部分と、それから伊勢ヶ浜部屋に対しての応援といたしますか、それに関する費用について、一部、支払い等が発生しますけれども、金額的には大きなものは今年度は出ない予定でおります。出さないといえますか。

〔「よろしいです」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） そのほか、質疑ありませんか。

柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 5点ほどお願いをしたいと思います。

まず最初に、主要施策の報告の8ページの定住自立圏構想の関係でございます。

広域関係で弥彦と燕の循環バス、やひこ号が運行しておりますが、運行から5年以上がたっておりまして、その後、やはりお年寄りの中でも相当変わってきたと私は思っております。免許証の返上、またお年寄りが病院に行く、それで買物という関係が出てきてくると思うんですけれども、やはり私はこれで3回目、同じような質問をさせてもらった記憶が、これで3回目になると思うんですけれども、やはり非常に、バスが5台も出ておりますけれども、空白地帯がやはり弥彦には存在をしております。

その見直しの中においても、今回も昨年と同じような運行形態が出てきておりますし、一部ではフリー区間を設けて、非常に乗車人員が多くなったというのも分かります。昨年度はそういう報告がありましたので分かりますが、やはり、5年前と同じ空白地をどのように思っているのか、それをまず最初お聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） 柏木議員のご質問にお答えしますが、この問題につきましては、以前からも柏木議員のほうから質問いただいております。確かに、村内での空白区域といえますか、そういったところが存在するのも事実でございます。

これまでも、そういったことにつきまして検討を重ねてまいりましたけれども、なかなか、やひこ号といいますが、始発は燕市で到着も燕市ということで、その間に弥彦村が挟まっているような関係もございまして、そういった中での協議の中で、やはりどうしても空白域を通すということになると、かなりの時間がかかってしまうというようなこともございまして、なかなか実現に至っていないというのが事実でございます。

そういった場所につきましては、マイクロバスでなくて、おでかけきらん号を是非ご利用いただくようにというふうをお願いしてきたようでございます。

今後また空白区域については、引き続き検討、協議してまいりたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 同じような質問ばかりで申し訳ないと思っておりますが、やはり燕とのすぐ協議、燕との協議というような話が出て、先回もそうでした。

やはり、住民のことを考えた中で運行してもらいたいと私は思っておりますし、また、これからやはり高齢化になってきますと、自分で運転できない人がまた今後とも増えてくると思っておりますので、是非いい期待を私は持っておりますので、お願いをしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） では、私のほうからお答えします。

その話は、私もよく知っておりまして、燕との協議というより国の規定なんです。乗降率が、利用率がないと認めてくれないんですよ。これははっきりしている。幾ら要望しても、実際の現実問題に、年間で何日しかないじゃないかと言われたときに、どうしようもないんです。

場合によっては、もう村から補助券はやるから乗ってほしいということもあり得るなというふうには思っておりますけれども、一番のガンはそこなんです。実際にやっても、今の空白地域はゼロだったんですよ、1年間とか、ほぼゼロに近いですよ。国としては、何の利用もしないのに何でやるんだ。国は半分以上、補助金を出していますから。税の無駄遣いだというふうにやられると、もうどうしようもないんですよ。

乗降率を一番よくするには、フリーゾーンにすることが一番いい。これは、今の現時点ではフリーゾーンにするとみんないい。ただし、フリーゾーンをやると、これは総務課長が言ったように時間がかかり過ぎる。県立吉田病院まで2時間とか3時間になったときに、じゃ、どうするんだという話がありまして。

だけれども、原則的には、私、今、担当者に頼んでいるのは、できるだけフリーゾーンを増やしてくれと。一遍には無理であるけれども、少しずつ増えているはずですよ。実際にそうしますと乗降客、利用者が増えますから。利用客が増えるということは、国としても拒否できないんですよ。国が一番指摘するのは、税の有効活用にとって、やっても全然、ゼロじゃないかと言われる

のはどうしようもないんです、こればかりは。

そのためにも、燕市さんも同じようなことがあって、全部、全国の自治体は全部同じなんですけれどもね。なかなか分かっているけれども、とにかく議員がおっしゃるように、これから高齢化になって、とにかくもう危ないから、もう高齢者の運転免許は返上してくださいとずっとみんなお願いします。そのときにどうするのかというのは、もう少し本気になって考えないと駄目だというふうに思っておりますし、今、現実問題としてどう解消していくかという、フリーゾーンでやるしかないかなというふうには思っています。なかなか、そう簡単では、燕市との交渉じゃないんですよ、国なんですということをご理解いただいて。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） この問題、3回目であります。

地域住民の人は非常に困っているということを頭に置いて、是非実現できるような方法を考えて、違う方法でもよろしいですので、考えてもらいたいというふうに思っております。

続きまして、二つ目でありますけれども、主要施策の成果の10ページの関係です。移住促進事業です。昨日も同じような問題が出ました。

その中で、今後の見直し等で、移住のきっかけとなるようにつくった政策だが、現状として、転入祝金のような運用がされているというようなことでありますし、制度を抜本的に今度、見直すというような形がここに載っております。

来年以降、どのような形の中でこの移住促進事業の見直しをやるのか、その点をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 先回のご質問が出たときにお答えしたと思うんですけども、国の補助金があるからやろうというのは、もうこれはやめようと言っています、実際に効果がないのなら。

国の補助金は2分の1補助ですから、議員ご存じ。2分の1は村単なんです。何もないのに、効果がないのに、それを村単で積んでいくのかというのは、もう来年の税収が非常に厳しい中で、移住事業についても国がやるから村もやりましょうというのは、私は見直すときが来たんじゃないかというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） この移住関係のやつも、国の補助金、私もそこまで調べていなかったんですけども、国の補助金をもらって……。

○村長（小林豊彦さん） 村単であれば、村の単独ですけども、効果がないなら出さないぞと、これは見直すべきだと。もったいないですから。

だってそれで、移住促進をやめるということじゃなくて、ほかのことを考えればいいんですよ。効果がないものを連綿として、去年やったから今年もやる、来年もやりますということは、この非常に厳しい財政の中では、もう少し効率の効果が高い、そういう事業に変えていくしかないというふうに私は思います。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 見直しという中で、どのような見直しを考えておりますでしょうか。

○村長（小林豊彦さん） これから考えさせてください、今はまだ。僕は自分で分かっているのは、補正で金を出しています。これから考えさせていただきます。

○6番（柏木文男さん） 分かりました。

今度、3番目でございます。住民課長にお願いをしたいと思います。

主要施策に関する報告書の18ページになります。人権に関するものであります。

この住民証の写しをもらった第三者に係る本人通知の制度でありますけれども、不正請求や不正取得というような関係で、人権侵害の防止や抑制をするという形の中で、第三者に住民票の写しの交付をやった場合は、本人宛てにその通知をやるということがあるそうでありますけれども、登録者が112名、そして実際に通知を出したのが26名という形が出てきておりますけれども、弁護士さんとか並びに司法書士さんは、そういうような形でもらっている人もおると思っておりますけれども、実際、不正取得があったか、なかったか。まず最初、それをお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 住民課長さん。

○住民課長（伊藤和恵さん） では、今ほどのご質問にお答えいたします。

まず、本人通知制度でございますが、先ほど議員のおっしゃるとおり、こちらに記載にあるように、人権侵害の防止や抑止のために実施しております。

事前に制度に登録する必要がありますけれども、登録された本人の住民票の写しや戸籍等を代理人や第三者に交付したときに、その事実を通知するものというところでございますが、今まで制度を通しての不正があったかというところによろしかったでしょうか。

このご質問でございますけれども、この通知を受けて、通知内容に身に覚えがない場合には開示請求に至るケースがございます。その後、不正等の相談が当課にはございませんでしたので、不正はなかったものと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） これを見たとき、やはり不正取得の人があるかなというふうに感じておりましたが、なかったという中で非常にうれしいことであります。ありがとうございます。

続きまして、福祉保健課長にお願いをしたいと思います。

主要施策に関する報告書のページ、23ページであります。

その中で、がん検診が行われております。肺がん検診が要精検が19人で、全体で来ると1.9%。胃がん検診が、要精検で24人で3.1%、大腸検診が77人で6.5%、乳がん検診が16人で0.5%、前立腺がん検診が20人で12.4%でした。

私が気になったのは、大腸がん検診と前立腺がん検診が、ずば抜けて要精検のほうが多かったという形であります。非常に、ほかの病気よりもその二つが6%台、12%台と非常に多かったということで、ちょっと危惧をしております。

そういう中で、要精検の方で、多分、保健師さんが家庭訪問なり通知を出して行っていると思うんですけども、実際に100%の方が要精検のほうに行っているのか、まずそこをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） ただいまのご質問ですけれども、こちらの大腸がん、肺がんから子宮頸がんまでは5大がんということで、厚労省のほうが推奨をしている検診となっておりますし、前立腺がんについては、住民健診のときにオプションで受けていただいております検診になります。

要精検ということで、大腸がん、前立腺がんのほうなんですけれども、多いということで、そのうち77人、それから20人というふうに出ておりますけれども、大体、弥彦村のほうからは、対象者に対してはお手紙で受診するように促しております。実際にどのくらい、このうち行っているかということではありますが、約8割の方が検査のほうに行っております。

先ほど議員もおっしゃられたとおり、対象者の中で気になる方については、地区の担当の保健師が直接訪問して、本人の状態を聞いたり、受診をするようにということで促しをしているところでございます。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） がんの検診のほうが非常に、その二つがずば抜けていたという形があります。

これから、やはり100年時代を迎えて、がんを克服すればある程度、100歳以上は、120歳までは生きられるというような話を聞いておりますので、是非とも保健師さんから各家庭に回ってもらいまして、要精検の方は必ず受けるような指導を、また今後ともお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 先ほど要精検率が6.5%ということで、大腸がんは6.5%、それから前立腺がんは12.4%ということで、県のほうから最新の県内の検診の調査結果というものが届いておるんですけども、その中で要精検率というのが7%以内が許容範囲の中に入っているということで、大腸がんについては村は7%を下回っているんですけども、やはり7%に近いということでありますし、前立腺がんについては12.4%という高い数字ですので、議員がおっしゃられるとおり、検診の必要性とか重要性を整理しまして、今後、広報等で周知して、村民の皆さんが受診するように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 年齢的にもあると思うんですけども、それと受診率というと大体どのくらいの方が、成人の方でやっておられるでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 全体の受診率でしょうか。

ちょっと、今、数字がないんですけれども、大腸がんについては45%、50%ぐらいということで、県内の中でも粟島浦村に次いで2番目の受診率ということで、高いほうにいらっしゃると思っております。

○6番（柏木文男さん） ありがとうございます。

最後になりますけれども、税務課長、お願いをしたいと思います。

主要施策の13ページでありますけれども、公平、適正な課税に対して業務上の実施状況の中で、令和3年度に評価替えを行うというふうに書いてございます。

弥彦村38地点のところを不動産鑑定士が評価を実施したというふうに書いてございますが、バブルから毎年、3年ごとに評価替えをやっておりますと、評価が下がっているかなというふうになってきておりますし、近年は横ばい状態かなというふうに感じ取っておりますが、結果としてはどのような形であったのか、ちょっとそこをお聞きをしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 柏木議員のご質問にお答えいたします。

38地点についてちょっと説明をさせていただきますと、弥彦村の宅地を38ブロックに分けて、今、固定資産税を課税しておるところでございます。38のうち商業地域が2地区、それから住宅地区が10地区で、集落地区が15地区で、工業地区が2地区と、このような形で地点を挙げて鑑定を依頼した訳でございますが、議員おっしゃるとおり、ある程度もう下がり止まってきているかなという結果が出ております。

ただし、まだ住宅地域が一部、そのほかに集落地域——旧農村地域でございますけれども、はまだ下げ止まってはいないという報告が出ております。ただ、何千円とかそういう大きなものではなくて、100円、200円といった数値での、まだ下がっている場所もあるということで報告を受けております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 一番大事な村税の基礎になりますので、そういう中で質問させていただきました。ブロック別に分かれているというのも、私、税務課に行ったことがないので分かりませんでした。大変参考になりました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫さん） 次に、丸山議員。

○4番（丸山 浩さん） 4番。

成果に関する報告書の8ページです。

高齢者の交通事故防止ということで、運転免許証の自主返納支援事業の実施をして、令和元年度中24名が返納したとあります。

それについて、決算書のほうで、決算書の53ページに交通安全対策費委託料で、高齢者運転免許証自主返納事業委託料で19万6,000円になっておりますが、前年度の資料を見ましたら、需用費で高齢者運転免許証自主返納支援利用券というので5万6,160円計上されていたのですが、令

和元年度には支援事業の何か支援の方法が変わったのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） お答えいたします。

特別、支援事業で変わったところはございません。変更なしでやっております。

○議長（安達丈夫さん） 丸山議員。

○4番（丸山 浩さん） 前年度に計上されて、計上というか、決算で出ておった数字はほかのところに入って、委託のほうに含まれた形になったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） 議員のおっしゃる前年度との比較というのが、ちょっとすみません、どちらの数字での比較ということになりますでしょうか。

○4番（丸山 浩さん） 交通安全対策費の需用費の中に、令和元年度にはない、その前の年には高齢者運転免許証自主返納支援利用券というのがございました。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） 確かに議員おっしゃられるとおりです。

平成30年度の、その下のほうにまた委託料というのがありまして、そちらは高齢者運転免許証自主返納委託料ということで、平成30年度が19万2,000円、令和元年度が19万6,000円ですので、この部分についてはほとんど変わってございません。

平成30年度で出てまいります高齢者運転免許証自主返納支援利用券の5万6,000円、これはその利用券の印刷費を平成30年度で支出しておりまして、それを現在も使っているということがございます。

○議長（安達丈夫さん） よろしいですか。

では、続きまして、渡邊議員、ありますか。

○1番（渡邊富之さん） 議長、1番。

私も、主要施策成果に関する報告書、この中の教育なんですけど、ページで言いますと、ナンバリング41ページ、それから42ページ、こちらのところについてお伺いいたします。

語学指導推進事業についてということで、英語の学習に関するいろいろ教育をやられて、その結果のコミュニケーション能力の育成を図り、国際交流を推進しましたというくだりがございます。

この具体的な、どんなことをやられたのかなという施策。それと、その結果の成果ですね、その成果がどのようにあったのか。その2点についてお伺いします。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） それでは、今のご質問にお答えいたします。

英語指導の充実ということで、国際交流の進展に関わって、その実施事業ということに関わっては、直接ALTの雇用ということになってくるわけですが、実際、いわゆるナチュラルランゲージということで、1人、男性のALTを雇用しております。

それで、その方が実際いつ授業されているかというのが、42ページのところに記載されている状況で、中学校、それから小学校、更に保育園のほうでも、火曜日でしょうかね、第2、第4のほうに来て、子供たちが一生懸命、喜んで活動に参加しているというような話も聞いております。

それから次に、外国語活動支援員が小学校1人ということで、42ページのところに記載されていますけれども、これは昨年度、新学習指導要領の関係で、小学校のほうの英語の、5年生、6年生のほうで英語科ということで進められるということで、そういう点について小学校でも初めての経験でありますので、元中学校教員の方をちょっとお願いしまして、5、6年生のところでお手伝いいただいて、それからまた学校の先生方の新しい学習指導要領への準備をする、指導のお手伝いをするということで、必要な指導案の指導とかいうのを含めてやっています。

今年度、小学校はご存じのとおり、小学校の3、4年生に外国語活動が週1時間、それから5、6年生が英語科、完全英語科授業ということで週2時間行っているわけで、その橋渡しということで、昨年度お願いしたものであります。その形で検討しているのも、非常に先生方にはありがたいということで、非常に評価を受けております。

なお、英語科活動指導員につきましては小・中、本来であれば保・小・中と、将来につなげていきたいと思っておりますけれども、外国語指導、基本的には英語になる訳ですけれども、それを小中連携一貫して指導していこうというようなことで、昨年度、英語科指導員、それから各小学校、中学校の英語担当、小学校は外国語教育の主任の先生ですけれども、あと新大の先生を含めて、弥彦村の子供たちの英語力を高めるための小中一貫の連携のカリキュラムづくりということを昨年度、実施いたしました。

基本的なものは昨年度中にできていて、小学校、中学校でその期間を今、活用についてお願いをしているところであります。特に今年度、小学校に、先ほど言いましたが英語科の授業が始まったということに合わせてつくったというような状況であります。

特に、ちょっと今年度の話になってしまうんですけれども、なお小学校には、今年度は外国語活動支援については特にお願いしてなくて、この4月からは、県のほうから小学校のほうに、英語の専科で教えるという方が配置になりまして、今その方が基本的に小学校5年生、6年生への英語の授業を担当しております。その方は、元というか、前中学校の英語科教員をしていた方です。

現実には、弥彦での小学校での勤務というのは、授業時数が英語の時数が少ないということなので1人で、実質には少ないということで、弥彦小学校を本務校ということで、あと燕市内の学校2校を兼務校として、今、それはお願いしているところであります。

なお、先ほど申した弥彦の小・中のカリキュラムについては、ちょっとコロナの状況で、今年度、まだ会議を開けていないんですけれども、また、小・中の先生方、担当、英語の先生、それでその新たに専科に入った方、大学の先生も踏まえながら、今、2月ぐらいにその検証というものを行っていきたいなど、こんなふうを考えているところであります。

英語について、本当に5、6年生で、新たに小学校に入ったということで、本当に現場の先生

方は戸惑っています。そういう中で昨年度、配置したり、それからナチュラルランゲージということでALTさんが参加しているということで、非常に小学校の先生方は非常にありがたいなということで声は聞いております。そういう中で子供たちの力も高めていきたいと、こんなふうに今、考えているところです。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 議長、1番。

今のお答え、ありがとうございました。

実際、コミュニケーション能力というものが高まったのかという、その辺の効果ですね。いわゆる読むとか書くとか、あるいは英会話をするとか会話をするとか、いろんな能力があるかと思うんですが、コミュニケーション能力ですから主に英会話、この辺の効果が上がったのかどうか。その辺について伺います。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 今の質問にお答えします。

実際に上がったのかどうかというと、なかなかデータの的には、きちんと英会話というあたりできちっとしたデータを取っていないものですから、その点については今後の課題かなというふうに思っておりますが、私がこちらのほうに赴任して子供たちの様子を見る限り、要するに子供たちは、議員もご承知だと思うんですけれども、NRTというので学習の学力調査をやっておりますし、また文科省は、今年はやっていませんけれども全国学力調査ということで、文科省も英語のほうの調査を、昨年、初めてだと思うんですけれども、全学校を対象に行いました。

そのデータを見ますと、会話を含めてですけれども、文科省のほうは中学3年生対象であります。それから、NRTというのは小学校2年生からかな、中学3年生まで毎年やっているものがあります。中学生の学習の、そのNRTの状況を見ますと、基本的に私は確実に学力が上がっているというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 議長、1番。

今のお答えなんですが、そうすると実際問題、本当の客観的なデータというのはこれから積み上げていって、本当に効果が上がったのかどうかということは、国の推進もありますから、上げていかなきゃいけないと思うんですけれども、それについては、今後ともその辺は是非とも力を入れていただかないといけないと思います。

あともう一つ、こちらの中で国語についてのくだりというか、説明がありませんけれども、私の考え方で言いますと、国語の能力というものは、英語も必要ですけれども、これが一番根幹にあるのかなと、思考力の中で思っております、これが伴わないと数学の応用問題を解けないと、こういうことがありますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 今のご質問にお答えしたいと思います。

議員お話しのとおり、私も国語の能力というのは非常に大事だと、こんなふうに思っております。そういう中で、着実に力をつけていく必要があるかなというふうに思っていますし、特に最近、読解力ということで表現がされておりますけれども、文章をやっぱり読み取り、それを解釈し、そしてまた更に表現するというようなこと。

先ほども言いましたように、全国学力・学習調査というのを、先ほど申しましたが文科省のほうで実施しております。それには、国語はもちろんのこと、算数・数学などの問題を見ますと非常に文章が、いわゆるアルゴリズム的に解ければいいというような問題ではなくて、本当に長い文章を読み取って、それからその意味を解釈して、算数・数学の問題に答えるというような問題形式になっております。

そういう点で、今、年によって当然変化はあるのでありますけれども、その状況によってよかったり、またちょっと課題があったりとしている訳でありますけれども、全国状況、平均的にはついているものだというふうに思っています。

でも、一方で、前にもちょっとここで話題になったような気はしますけれども、やはり読書習慣というか、家庭の中での本を読む時間というのが全国調査よりも低いと、数字的に時間が短いというのは明らかに出ております。これはなかなか今、ずっと改善できない状況にあります。

本年度、デジタル化という部分で小・中はやりましたし、先般、公民館の図書室のほうもデジタル化を進めていくということで、より借りやすくする状況の中で読書習慣というものを、やっぱり読解力をつけるための超基本だと思いますので、そこを高めていかなければいけないなというふうに思っているところであります。

そんなことで、新たにこのパソコン1人1台ということで入ってくるわけですがけれども、それに子供たちは恐らく興味、関心を持って、もう学校の先生が言う以上に、もうやりたくてしようがなくなるんじゃないかなと、実は一方で思っていますし、そこだけにいくと、今度はしっかり本を読むという習慣というか、電子書籍というのもありますけれども、やっぱりしっかりアナログ的にしっかり自分で図書を選択して、それで自分の知識を高めていく、広げたりというのが、やっぱりどうしてもこれは欠かせないものだと思いますので、両方の力をつけられるようにして、コンピューター、ICT教育についても、しっかりそこを基礎ベースに置きながら進めていきたいなど、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 議長、1番。

是非とも国語の教育ですね、語学力、読解力、高めていただきたいと思っておりますし、いわゆるGIGAということで、タブレットを1人1台ということですが、そのコンテンツの中でも是非とも英語、数学だけでなく、国語の能力を高めるといったものを含めていただきたいなと思って

おりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに。

小熊議員。

○7番（小熊 正さん） 同じく、報告書の40ページになりますが、保育園から小学校へのスムーズな移行のための、保育園、小学校の一体的な対策とありますが、これにやはり一番問題になると思われるのがトイレの問題ではないかなと思っております。

一般家庭のトイレと同じようなトイレであれば、子供たちもスムーズに使用することが可能だと思うんですが、トイレが違ったりなんかすると、なかなか使用するのもできなくなってくるようなことも聞いております。

そんな中、中学校のほうでトイレの水洗化を進めておられるようでありますので、今現在、水洗化になって、当然もう保育園や小学校、なっておると思うんですが、その辺の状況をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） ただいまの小熊議員の質問にお答えいたします。

保育園のほうは、ほとんどもう洋式化になっておりますし、小学校におきましても、大規模改修工事、1期、2期、3期と行いましたが、そちらの大規模工事のほうで全て洋式化になっております。

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） 当然、今、一般家庭ではもうウォシュレットは当たり前になっていると思いますが、その対応を全部されることですね。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） 今、小熊議員がおっしゃるように、一般家庭では温水便座、ウォシュレットが標準的となっております。

ウォシュレットにつきましては、今後、洋式化ということで、ウォシュレットがあるものとなっていくものがございますが、またその状況を見ながら完全なウォシュレットつき、中学校におきましても、今後、ウォシュレットをどうするか。また、ウォシュレットをつけると、必ずまた更新ですとか維持管理がかかってくるものですので、全部の便器にウォシュレットをつけるかどうかにつきましては、今後また検討させていただきたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） 子供たちがやはり我慢するということになると、いろんな体のほうにも影響が出てくるかと思われまますので、その辺も十分スムーズに、保育園、小学校、中学校等に移行できるのを一緒になって取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありますか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 5番。

歳入歳出決算書の113ページです。

この中で、小中一貫校の連絡協議会の負担金3,000円が払われているんですが、これについてちょっとお聞きをしたいんですが、弥彦村は小中一貫校ではないのに、何のためにこれは払われたのかという部分についてちょっとお聞きをしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 今の板倉議員の質問にお答えします。

113ページにありますように、確かに小中一貫教育新潟県連絡協議会負担金ということで3,000円、たしか2年前からかな、お願いをしているものかと思えます。昨年で2年目になっていると思えます。

これは、実は三条市教育委員さん、教育委員会等を中心にして、小中一貫教育新潟県連絡協議会というものが、ちょっと正確なものは分かりませんが、四、五年ほど前から組織されています。県の教育委員会からの協力も得ながらということでやっているんですが、今、大体、参加しているのが大体、県下の中で半分ぐらいになるかなというふうに思っています。

参加しているところは、もちろん三条市さんは小中一貫教育をもう、市の教育推進の中心的な事業方針ということで進めている、ご存じのとおりだと思いますが。ほかにも湯沢町さんとかは、当然校舎ももうそういう形になっていますのでいっていますが、それ以外に、当然ながら小中一貫教育を全面的に推進するための、いわゆる校舎体系等になっていないところが、あとのほかはほとんどなわけですので、弥彦村もそうでありますけれども。

でも、今、例えば文科省も今年あたり、小学校の5、6年生も専科教育、いわゆる担任が全ての教科を教育するのではなくて、やっぱり5、6年生あたりになってくると教科担当の先生が専門の指導をするという、中学校のような形を考えていく必要があるということが、今、すごく言われています。

新潟県でも、専科教育の教員をできるだけ小学校に配置するような体制も進めつつあります。始まったばかりなんでありますけれども。そういう中で、やはりいわゆる新潟県の中で小中一貫教育を考えていく、それをみんなで考えようよと、どういう形で進めようかと。

だから、一体校になって、三条市さんのようにもうやれる学校は、一つの校舎の中でやれるわけですね。ただ、弥彦のように小と中が、でも、一小、一中な訳ですね。そうすると、もう、ある面では黙っていても一貫という形に言える状況にはある訳です。

そういう中で、子供たちが小、中、いわゆる中1ギャップ等を克服するのにどういう形でカリキュラムを組んだら、校舎が分かれてもスムーズに行くのか、また今の教育体制の中でやれるのか等含めて、みんなで研修しようよと、それぞれの学校の実態を集めてやろうと。その運営にはちょっとお金が必要になるということで、弥彦村も2年ほど前、私のほうで是非参加したいということでお願いをして、参加しているものであります。

毎年1回、会議を持っており、研修会を持っていますが、今年度はコロナの状況ですので、会議そのものはちょっと今年にはできないという状況でありますけれども、紙面で総会等を開くというふうに聞いています。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 私が思ったのは、これから先、弥彦村も人口減少になります。そういう部分では小・中学校の生徒さんも少なくなるという部分を頭に置いての、これから先の小中一貫校のための今からの分担金かなというふうに考えました。そういうような考えも含めてということではよろしいでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 弥彦村の状況についての話は、組織の説明だけに終わりましたが、私の参加の目的としては議員おっしゃるとおりで、小・中学生これからは人口減、これはもう県内どこの市町村も抱えている課題であります。そういう中で、先ほどあった5、6年生の今後の、今のこと、実態等考えての、国の動き等考えて、また弥彦の今の校舎の活用等を踏まえた中で、弥彦はやっぱり小中一貫教育を推進することが非常に適切だろうと、こんなふうに思っています。

そういう点で、今審議している教育振興計画、ここにも当然それを掲げて文書化していく予定で、今考えております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 続きまして、同じ歳入歳出決算書の121ページです。

ビジョンよしだの施設使用料についてであります。昨年は1万1,600円払われたんですが、これは何を基準でお支払いしているのでしょうか。

私も、たしか前に聞いたと思うんですが、ちょっと失念しております。すみませんが、お答え願います。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） ただいまの板倉議員の質問にお答えいたします。

こちらのビジョンよしだの施設使用料でございますが、中学校にプールがありませんもので、夏休み期間中ですか、中学生でビジョンよしだのプールを利用したいというときには、こちらで利用券を出して、その費用を負担するものであります。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） そうしますと、利用券についてのお金というような形になるのでしょうか。それでいいんですね。

○教育課長（富田 憲さん） はい。

○5番（板倉恵一さん） そうしますと、今年度は武漢ウイルスの関係で、ビジョンよしだは使わ

れておりません。

そういう部分において、今年度の支払いというものはどのようになっておるのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） 板倉議員がおっしゃられましたとおり、今、ビジョンよしだのほう
が燕市民以外がちょっと使用できないということで、弥彦の子が利用できないということから、
利用希望のといえますか、利用券の申請も当然ながらございません。よって、今のところ支出は
ゼロとなっております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） そうしますと、今、子供たちは、どこにもプールが利用できないという
部分についての代替案というものは考えているのか。

それと併せて、ビジョンよしだについて、これから先ずっと続いていくと思うんですが、今の
利用状況が、新型コロナウイルスの関係でまだまだ終息が見えないという中において、これからの代替
案はどのように考えているのかと併せて、燕市に対してもプールの使用の依頼といえますか、そ
の辺も考えているのかどうか、この2点についてお聞きをしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 今の板倉議員の質問にお答えしたいと思います。

水に関する指導というのは特に、私もやっぱり大事だというふうに思って、直接にはプール指
導になるわけですけれども、その中で、今のコロナ禍の中ではやっぱり、今、私どもの考え方
の中では、非常に弥彦小学校のプールも結局使用、校長先生も含めて検討した中で、今年ではでき
ないというふうに判断しましたし、それから小学生が主に利用しているそのビジョンよしだについ
てももう、これは弥彦村の課題ではなくて燕市さんの施設運営等の状況も踏まえた中で、やっぱ
り利用ができないという状況の中では、今年是非常に難しい状況の中では、やっぱり今年ではでき
ないというふうに考えています。

今後のことにつきましては、特に来年のことにつきましては、また、それこそよしださんとも
相談しながら、あと一番あれなのは、コロナの感染防止の状況等が一番ポイントになるかと思
いますが、その辺など、できるだけ来年はできるような形で考えていかなければいけないという
ふうに思っています。

ただ、今年では小学校のほうでプール指導はできなかったんですけれども、いわゆる水に対する
指導、水難防止ということで、小学校のほうでは授業を行っております。

そんなことで、来年以降については今後の検討課題ということで、ご理解いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） ビジョンよしだにつきましては、子供たちだけではなくて、要するに弥

彦村の成人、それから高齢者の健康維持にも非常に大きな寄与をしていただいているので、福祉保健課を通じて燕市に対して、冬までは外で運動できますからまあまあ何とか。だけれども、雪が降った冬季間は外へ出られませんので、そのときには何とか弥彦の村民の皆さんにも開放していただきたいということを要請してあります。

慎重にコロナの感染のクラスターになるのを防ぐために、あるいは村民、市民以外にもそういったことが出るのを非常に気にしておられて、使用中止になっていると思いますけれども、うちの村民の皆さんにとっては、冬の運動場所はあそこしかありませんので、正直言って。それは、何とかして燕市さんをお願いしたいというふうに思っています。

将来的にはどうするかというのは、一番いいのは弥彦村独自で温水プールを持てばいいんでしょうけれども、今のところそれほどの福祉力がないので。正直言って頭の痛い問題で、取りあえず燕市さんをお願いするしかないというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） ありがとうございます。

是非、村民の方のためにも、またそちらのほうからもまた、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

もう一点質問がありますが、よろしいですか。

○議長（安達丈夫さん） はい、板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 同じく101ページのワインの関係です。ワイン特区協議会の負担金30万円の関係であります。

ブドウは3年ぐらいかかるんだよということで推移をしております。そういう中では、元弥彦保育園の跡地がブドウのほうにという形で今、植わっているんですが、その後の状況というのは、生育状況も併せて、ちょっとお聞きを願いたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ただいまの板倉議員さんのワインの件についてお答えいたします。

今、ワインの生育につきましては、生産者のほうとお話をちょっとさせていただきながら、実は県の担当の方にも入っていただきまして、ワインだけでなく、ほかの農産物を含めた6次産業化計画を今、進めております。

そちらのほうが多量に次第、少し進展するのかなというふうに考えておりますので、今しばらくちょっとお時間をいただきたいと思いますと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 元の保育園の跡地はあのままですか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 現状、ちょっと使用していないような状態なんですけれども、取りあえず当初の計画どおり、あそこにワイナリーをとというふうな形で進めるつもりでおります。

ので、将来的にはあそこを使用したいというふうに今、進めております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） そうしますと、あそこをワイナリーということで、当初の計画どおり進めていくという計画でいいわけですね。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） はい、そのように進めております。

〔「分かりました。いいです」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 休憩を取りたいと思いますが、ほかにこの一般会計で質疑ありますか。古川さん、ありますか。

じゃ、ここで休憩を取りたいと思います。10分ほど休憩を取りたいと思いますので、再開は11時50分といたします。

（午前11時39分）

○議長（安達丈夫さん） 再開いたします。

（午前11時49分）

○議長（安達丈夫さん） 一般会計決算に対する質疑で、古川議員。

○2番（古川七郎さん） 先般もシルバーの件で、補助金が去年が320万円……。

〔「ページ数。何ページ」と言う人あり〕

○2番（古川七郎さん） すみません、28ページ。商工観光課ですね。よろしいですか。

これが320万円、その前は340万円、今年が200万円。これはなぜ、いろいろ少なくなって、今年減らされたということで、今、非常に大騒ぎじゃないけれども、先般、大体、村長からいい答えをいただきました。

320万円、その前と、これをカットして、明細書をちゃんとチェック、収入、支出、そういう決算書についてチェックいたしましたか。それだけお願いしたいんですけれども。あるいは出ていないのか、いるのかということをお伺いします。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 古川議員の質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの事業用の決算につきましては、私も理事の一人として総会のほうにも出席しておりますし、毎年決算書を頂いております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） それが、はっきり言って正しかったのかどうか。正しいというのは分からないけれども、不正ということは言わないけれども、正常に使われたのか、そういう判断はいかがでございましょうか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 先般の一般質問の中でもございましたんですけども、中身につきましては正常に使われているものと理解しておりますが、先般、副村長のほうからちょっとお話があったように、運営の仕方によっては、ほかの市町村ではプラスに転じているシルバー人材センターもありますので、その辺を含めまして、今後改めて精査の内容を共にちょっと検討していこうということで、今、進めております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） これはやっぱり税金です。これは私、聞くところによると320万円、村で出すと、県からでも320万円の交付が出るということを私、ちょっと聞いているんですけども。それで六百何十万円。

経費的には、やっぱり七百何十、五十万円か何かかかるそうです、普通の経費として。だから、今まで多少の預金があったのか知らないけれども、そこから取り崩して今やっているということなんですけれども。

そういう点では、ばっちりと検査してもらいたい。もし不正があったなんていったら、私はもうそういうことは一番嫌いな人間ですけども、そういうことのないように、ひとつよく検査してもらいたい、このように思いますのでよろしくお願いします。

今一つ、これはそれでおしまいになります。

それで、隣の27ページ、農業振興課。

稲作作付面積が742ha、これだけ弥彦村はあると、ここに書いてあります。

今、枝豆がそこそこ、そこそこというんじゃないくて、特に大戸の組合は一生懸命やっていると思います。先般、私も中川巧さん、責任者に、皆で何人かしてお邪魔しました。確かにあの方は立派だなと私、感心して帰ってきました。だから、あの方は相当頑張っている。

ところが、そういう組合というか集団でやっても、ほとんどやっていないところがあるんですね。だから、この辺はもう少しやっていないところはやっているところへ行って、勉強しなくちゃいけない、本当は。近くにそういういい例があるんだから。何にもしなくて、こういうことをやっているんだらう、勉強しましょうという、自分から言って行くのが普通なんですよ。それを、恐らく私はなされていないような気がするんですよ。

だから、この枝豆を成功させるためには、まずは、確かに今、課長は精いっぱいです、はっきり言いまして。精いっぱい頑張っていると思いますよ。設備から、いろんなことをやるのに。なかなかそれはやれと言われてもできないと思います。

だがしかし、あなたに言うわけじゃないんだけど、農協と組むのか、そういう勉強会を夜でも開いて、それでこれから来年はこうしようとか、こういうような先の計画というかな、そういうものを勉強会なり、たまに開いて、あるいはどこかで勉強してくるとかそういうふうにならんと、この枝豆もなかなか増えないんですよ。

村長が言うように、742の半分という、一番生きのいいことをいただいて、そのぐらいの覚悟でやっている訳ですから、その辺はひとつ、誰がどのようにするか、農協でやるのか、誰でやる

のか、そういう勉強会なり、お互いに謙虚になってやっぱりやらないと、これはなかなか大変です。

だから、一遍にはこれはできない、何年か多少はかかると私は思っているんですよ。だから、一遍にできないので、そういう勉強会なりして、何としても枝豆、こういうのを成功させてもらいたいと、このように思います。

なぜかという、去年だと思えます。自治会館で町村議会の議員さんの集まりがあって、大学の先生の講義を受けました。たしかに、今、渡邊議員さんが言ったように、指数が110ですよ、刈羽は。刈羽は110で、俺、はっきり手を挙げて、教授にすみません、110あって何で住民が減っていくんだと。これ、不思議でしょうと言ったの。やっぱり、何といても個人の所得が増えないと、住民も増えませんよ。幾らもらう、あれだけ、110というのは金が余ってしようがないんだと思うよ、あの村は。そういうことをしたって、その大学教授から何の返事も私はもらえませんが、そういう質問をしましたけれども、もらうことはできませんでした。

だから、今の村長の考え方は、まず、村もそうだけれども、住民の所得を増やしましょうという物すごい熱意を持ってやっていると思うんだよね。

だから、枝豆もそういう意味で、非常に私はこれから変化するあれだと思うんですけども、その点の創出に、これからの2年なり3年って非常に大事だと思うんですけども、そういう誰がどういうふうにして指導するかということも、あるいは話し合いをするかというのは非常に大事だと思うので、そういう点はいかがでございましょうか、村長。よろしくお願いします。誰が、どういうふうにするかということ。

○議長（安達丈夫さん） 農業振興課長。

○農業振興課長（志田 馨さん） まず、農家の皆様の名誉のために言っておきますけれども、農家の皆様が何も研修していないというわけではございません。枝豆農家の方々も、もぎ枝豆部会とかいうのがありまして、農協が組織しておりますけれども、そちらで出荷目合わせであったり、圃場の研修であったり、毎年の総会のあとに、総会時にはおいしい枝豆を作ろうということで、一生懸命研修をしておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

そして、また営農指導に関することにつきましては、役場の農業振興ではなくて、当然その指導についてはJAのほう为主体となっているところであります。

以前から村長が申し上げておりますけれども、10月1日には、今のところ、農協のほうの職員から1名、出向をいただいて、役場の農業振興課のほうでそういった、今、うちのほうの足りないところ、営農指導の部分の補っていただくような体制も整えておりますので、今後きっと、おいしい枝豆も更においしい枝豆もできると思いますし、農協の方が役場に入っていただくことで農家とのパイプも太くなりますので、枝豆の出荷面積が増えるというふうに思っております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） 今、何か勘違いしたようなんですけれども、農家の方が頑張っていないなんて、私は枝豆の、本当に頑張っているのを、感謝しているんじゃないかと感心してきました。一生

懸命にやっているとすごく肌を感じて、いろんな面で、稲作にしる非常に頑張って研究もし、お金の出し方というか、引き出すやり方もいろいろ物すごく考えて、いかに少ない資本で生産を上げるかというのをすごく、我々以上に頑張っていると思いますので、その辺は勘違いしないでください。

頑張るということもあるけれども、頑張っていないところがあるので、その辺を私は、あなたは今、非常にもう忙しくてそれは無理ですよ。できないんだけど、そういう点で、農協を通してでも結構ですけども、そういう指導をして、あまり努力していないようなところも私は見受けられるので、そういうところをひとつやってもらいたい。これだけお願いして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、一般会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第48号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第49号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第50号 介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、介護保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第51号 競輪事業特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 決算書で219ページ、個別外部監査業務委託料1,300万円につきまして、

先般、一般質問で村長に、その結果の公表方法とか時期のことをお伺いいたしました。

それで、問題は、この検査を終わりました、村長が当初抱いておりました、例えば寛仁親王牌に利益が上がらなかったとか、様々な競輪事業に対しての疑念というものが、この調査結果において払拭されたものかどうか、その辺のところをお伺いしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 基本的には、この間の副村長のほうの答弁でありますけれども、事柄によっては完全に払拭しましたし、事柄によってはそうでないものもあったということだけお答えします。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 今後は公表されるということで、いろいろ執行部のほうで検討されていることだと思いますが、この成果につきまして、村長のどういたしますか、成果発表といいますか、そういったものをまとめて、今後、発表されることになるんでしょうか。その辺のところだけ、よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 基本的には、村民の約束でありまして、私が言ったのは。そのときと、私自身が勉強不足ということもありまして、完全にオープンできないものがある。例えば、個人のプライバシーに関係するようなことはできないということもありまして、なかなか難しく、これは基本的には私もしたいんですが、なかなかそうでない部分もあると。完全にと言われたら、これから先、ちょっと検討させていただきたいということです。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 公表については、監査結果の報告書については公表する方向で努めたいと思います。ただ、公表に含まれる内容について、個人のプライバシー、団体の守秘義務等に関わる部分について、監査外の部分、見受けられるところがあるので、そこは調整していかないといけないとは思っています。

ご質問の、村長のコメントをまとめて出すかどうかという部分については、そこはちょっとその報告書の中身によって村長判断になると思いますけれども、一応、外部監査結果の報告について、自治体の首長が一つ一つ報告を出さなければいけないということはないです。

淡々と報告していきたいというふうに考えておりますけれども、そこはまた、これまでの村長の発言等を踏まえた上で、村長にご判断いただくことになろうと思っておりますので。ちょっと、今、ここで私のほうからは申し上げられないなと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 全てを完璧に公表、もしくは発表していただきたいというつもりはございません。

ただ、1,300万円をかけて、村民の貴重な財産でやはりやったわけですから、何らかの成果とかどうかそういったものを、何らかの形でお示し願いたいと、そういう要望でございますので、よ

ろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

では、以上で競輪事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第52号 温泉事業特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、温泉事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第53号 下水道事業会計決算について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はありませんか。

柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 意見書の2ページをちょっと開いてもらいたいと思います。その中で、水洗化率が前年度より0.2%増加して90%になったというふうに書かれております。

そして、今度は成果に関する報告書、ここの32ページであります。その中の、し尿投入実績であります。処理数が、要は水洗化率がよくなったのに、し尿実績数が非常に多くなっていると。129%、前年から比べますと。これがどういう中で129.5%になったか。

私は、やはり水洗化率が減ればし尿投下率も減ってくるというふうに理解しておりますので、その点をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一さん） 議員のおっしゃるとおり、水洗化率が上がればし尿処理、合併浄化槽なんですけれども、合併浄化槽の数が減るというのは当然のことです。

32ページ、元年度の浄化槽の数、上がっております。申し訳ありません。こちら、508k1という数字が誤りでございまして、正確には318k1が正しい数字となっております。

昨年度よりも、前年比94.2%になります。下水道の加入率が増えれば、当然自然のことで合併浄化槽の数が減っているということになります。記入間違いして申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） いいですか。分かりました。

昨年、私、同じような質問をさせていただきました。

それで、2か所、去年は区域外の村山地区、そして井田地区で区域外があつて、少し上がったという話を聞きました。

それで、今後、村長、下水道の区域というのは国から認可を受けておりますが、先回みたいに

区域外が出てきた場合、どのように今度やっていくのか。先回は2件ありましたけれども、今後どのようにやっていくのか、それをちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） すみません、私、その件についてほとんど知識を持たないものですから、ちょっとお答え、今の段階ではできません。調べまして、後日、返答いたします。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 担当も今、燕のほうに行っておりますので、深くは聞かないんですけれども。もう一つなんですよね。もしくは、今後、区域外が出たときに、村としてはどういうふうにするのか。

それで、新潟市あたりは、計画立ったけれどもできなかったという話を聞いていますし、合併浄化槽をしたときに補助金を出しているんですね。そういうような形を今後ともやっていくのか。そういうのが私、出てくると思います。

今後、村が区域内だけであればいいんですけれども、区域外が出たときに、村の体制を今後つくっていくか、私は駄目だと思いますので、そのことも考えて、是非いい方向づけをしていただきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 分かりました。担当課のほうでちゃんと計画を出させまして、それを私は精査したいというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん） よろしいですか。

○6番（柏木文男さん） オーケーです。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、下水道事業会計決算に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、令和元年度各会計決算7案件に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま質疑が行われました7案件を、一般会計、特別会計、下水道会計とそれぞれ3つに区分して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがいまして、3つに区分して採決することに決定いたしました。

最初に、議案第47号 一般会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第47号 令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第47号は認定することに決定をいたしました。

次に、日程第2、議案第48号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第6、議案第52号 温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの特別会計5案件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第48号から第52号までの令和元年度特別会計歳入歳出決算認定5案件について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第48号から第52号までの5案件は認定することに決定をいたしました。

次に、日程第7、議案第53号 下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第53号 令和元年度下水道事業決算認定について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第53号は認定することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて……。

村長。

○村長（小林豊彦さん） ちょっと一つ、議員の皆さんにお願いがございます。

これまで、平成27年から村長の職をやっておりまして、議会の皆さんとは非常な活発な議論をさせていただきました。

その中で、私自身、法律を調べましたし、弁護士のところへ3人も行っていろいろ聞いたこと

がでございます。その結果、分かったことは、議場で議会における議員の皆さんの発言は全て、たとえそれがうそであろうと、人に対する中傷であろうと、全く法的な責任を負わないということでもございました。その議会での発言を問題視できるのは、議員の皆様だけが、懲罰動議委員会とか何かで規制するものであるということが分かっております。

したがって、そのことも踏まえ、皆さんの発言をどうこうということでもございせんけれども、お願いしたいことがございます。

事実関係のはっきりしない案件、特に子供たちについてのそういった種類の発言については、できるだけ配慮していただきたいというふうに思います。子供たちへの影響は非常に大きいです。皆さんの発言の力は非常に大きい。

したがって、子供に対する発言は事実関係がはっきりしただけ、そうなったらもう構いませんけれども、そうでない場合についてはご配慮した発言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） それでは、以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月17日午前10時から再開いたします。

大変お疲れ様でした。

（午後 0時16分）